

○総務省告示 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一 略〕

二 点検の実施項目

点検の項目	備考
〔略〕	
人体（両手を除く。）における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。
人体（両手を除く。）における入射電力密度	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。

改正前

〔一 同上〕

二 点検の実施項目

点検の項目	備考
〔同上〕	
人体における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。

備考 表中の「」の記載は注記である。